

森林環境税について（意見）

平成30年12月10日
奈良県税制調査会

奈良県税制調査会では、平成30年度税制改正の方向性が示されたことを受け、国における森林環境税・森林環境譲与税（仮称）の導入にあたり、奈良県森林環境税との関係についての検討課題を取りまとめ、今後の留意点及び方向性について提言（H30.3.26）を示したところである。

奈良県から検討内容及び方向性について当税制調査会において報告されたことを受け、当税制調査会として意見を示すものである。

【奈良県森林環境税（第3期課税期間）のあり方について】

平成31年度から新たに森林環境譲与税（仮称）が導入されることとなるが、奈良県内の環境保全林内に依然約23,000haの施業放置林が存在することや森林環境譲与税（仮称）の市町村への譲与額が段階的に増加するよう制度設計されていること等に鑑みれば、森林環境譲与税（仮称）の導入にあわせて直ちに奈良県森林環境税を廃止した場合、一部の市町村において、譲与額のみでは奈良県森林環境税を財源として実施してきた事業を賄えない恐れがある。県としても、森林整備事業について継続的に責任を果たしていく観点から、市町村が実施する施業放置林整備（間伐）への支援を継続し、放置林整備の進捗に遅れが生じないように、平成31年度以降も引き続き奈良県森林環境税を存続させることが適当である。

また、昨今の豪雨や台風などによる自然災害の被害状況をみると、森林の防災力の向上を図ることは、非常に重要かつ喫緊の課題であり、そのためには、放置林の間伐だけではなく、間伐木の林内からの搬出や間伐木を利用した簡易防災施設の設置など、森林における防災対策の実施が不可欠である。

これらの点を踏まえれば、奈良県森林環境税を財源として実施する放置林間伐と平成31年度から市町村に譲与される森林環境譲与税（仮称）を活用し防災対策を併せて行うことにより、一体的・効果的な森林の防災力の向上に寄与する森林整備が図れるものと思われる。これらを実現するためには、奈良県及び市町村の役割分担について、両者で十分な協議を重ねる必要がある。

一方、森林環境譲与税（仮称）の市町村分の具体的な用途事業として、里山林整備・竹林整備、木材利用の促進や普及啓発、森林環境教育などが国から例示されているが、財政需要の状況や市町村の意向を踏まえつつ、森林環境教育や獣害対策など市町村域を越えて取り組むことが有効な事業については、引き続き奈良県森林環境税を活用し、奈良県が広域的に実施する必要がある。

【奈良県森林環境税（第3期課税期間終了後）のあり方について】

現在、奈良県では、森林の多面的な機能を最大限に引き出すスイス型の森林環境管理制度を研究し、森林の「生産・生物多様性・レクリエーション」に加え「防災」機能を重視した森林づくりを推進するために「新たな森林環境管理制度」の導入を検討している。具体的には、①新たな森林環境管理制度の担い手となる人材を育成する奈良県フォレスト・アカデミー（仮称）の整備、②県・市町村連携による新たな森林管理組織の設置、③奈良県森林環境管理条例（仮称）の制定を始めとした新たな森林環境管理制度のあり方などを紀伊半島の3県で連携し、検討を進めている。

奈良県森林環境税の第3期課税期間終了後（平成33年度以降）のあり方については、超過課税としての位置付けも踏まえつつ、森林環境管理制度のもとで新たに必要となる奈良県の事業をはじめとする施策の財源として活用することを検討すべきである。その際、奈良県民の理解を十分に得る観点からも、第3期課税期間中からの森林環境管理制度の事業内容等の具体化が必要である。加えて、平成36年度から県民が新たに負担することとなる国の森林環境税（仮称）との関係、対象事業の見直しによる経費膨張の防止、森林の施業放置抑止のための実効的な取組、県の財政需要を俯瞰した用途事業の範囲の見直しなどについても必要な検討を加え、納税者たる奈良県民への説明責任を十分に果たすべく、丁寧かつ慎重な議論を行っていくべきである。